

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人楓のもり
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県各務原市蘇原新生町二丁目 10 番地 1
- (3) 設立認可年月日 令和 3 年 7 月 16 日
- (4) 設立登記年月日 令和 3 年 7 月 27 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	井出 雄一郎	ふくろう在宅クリニック管理者
理 事	井出 由美子	
同	下田平 妃美	
監 事	大板 一志	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	ふくろう在宅 クリニック	2110502792	岐阜県各務原市蘇原 新生町二丁目 10 番地 1	一般病床 無床 療養病床 無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年8月18日 令和4年度決算の決定

令和6年6月19日 令和6年度事業企画及び予算承認の件

様式26-3

法人名 医療法人榎のもり
 所在地 岐阜県各務原市蘇原新生町二丁目10番地1

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和6年6月30日現在)

1. 資 産 領	428,751 千円
2. 負 債 領	285,675 千円
3. 純 資 産 領	143,076 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	156,588
B 固定資産	272,163
C 資産合計	(A+B) 428,751
D 負債合計	285,675
E 純資産	(C-D) 143,076

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-2（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 榆のもり

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県各務原市蘇原新生町二丁目10番地1

貸 借 対 照 表

(令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	156,588	I 流動負債	41,769
II 固定資産	272,163	II 固定負債	243,906
1 有形固定資産	263,937	負債合計	285,675
2 無形固定資産	5,287	純資産の部	
3 その他の資産	2,939	科目	金額
		I 基本金	25,000
		II 積立金	118,076
		繰越利益積立金	118,076
		純資産合計	143,076
資産合計	428,751	負債・純資産合計	428,751

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人楡のもり

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県各務原市蘇原新生町二丁目10番地1

損益計算書

(自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人榎のもり

理事長 井出 雄一郎 殿

私は、医療法人榎のもりの令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月24日

医療法人榎のもり

監事 大板 一志